

何のための教員免許更新制？

- 今回の教員免許更新制を受けとめる一般社会の中では、「やはり先生はいろんな経験を積んでから先生になったほうがいいのではないか」とか、「教員免許を持たない民間企業出身者も教壇に立てるようにしたらどうか」とか、そういう意見は少なくない。でも先生も地域に生きる一人の人間としての生活の中で、いろいろな文化に触れたり、いろいろな職業の人と交流したり、そういう時間があればそれでいいのではないか。他の職業についている人だって、ずっと同じ仕事に携わる人もいるし、いろいろな職業を経験している人もいる。他の社会を知らずに教師になって学校へ入って、学校しか知らないとしても、それだから悪いとは思わない。
- でも、学校や役所というのは一種独特の雰囲気があって、その雰囲気を変えるのは外の空気を入れるしかないのではないかと感じる。
- 教員というのは尊敬される存在としてずっと来た。その中に入ってくると学校卒業したばかりなのに、教員になった日から先生と呼ばれてしまう。だから一度外の社会に出て、下積みを経験しろというのだろうか。でも学校内部が変わらない限り、外へ出てちょっと研修したくらいでは何の役にも立たないのではないか。
- 経験も大切だけれど、経験というのは実際に経験しなくても学べる。本を読んだり、話を聞いたり。
- 経験を積んでも、それがその人の血や肉になるかどうかということは、何の保障もない。想像力の問題かな。人間の生きている場というのは皆それほど広くない。限られた経験の中で自分を創っていくのだから、先生だけが特別経験を広げなくてはいけないということはない。子どもの家庭や育つ環境を見ていけば、いろんな職業の親がいたり、いろんな困難を抱えている家庭があったりするわけだから。
- 「何度言っても口座を作ってくれない家庭がある」とぼやいている先生は、カード事故で銀行口座を作れない家庭があるということを全然知らなかった。そういうことを知らない子どもや家庭に対する見方も違ってくるのではないか。
- でもそのことを知らなかった先生は、親や地域の人に教えてもらって理解できたわけですね。先生だって、人との関わりの中で学んでいく。
- 親の経済状態、学歴、嗜好などさまざま。そんな親を背負って子どもは生きているということをかきっと思いながら、子どもを見てやれるといいのだが。
- 教員の社会体験というのは、鍛えなおすとか、大きな声を出すとか、節約するということ企業から学ばせるとか、そういう形のもの。ある種リストウに近いものがあって、そんな体験をするなら教師を辞めると思わせるようなもの。あるいは管理職になるために体験するとか。一時的にそういう社会体験というのが流行して、少しやったけれど、ほとんどやっていない。誰がその体験をしたのか、まったくわからない。体験した人数もわからない。わからないくらい一般の学校には浸透していない。忘れ去られようとしていますね。



- 私たちは教師の社会体験というと、それで見聞を広められると思ったけれど、目的は全然違っていただけですね。
- 今、やはり先生になる人は、経済的に恵まれて大学へ進めるという人が多いですから、経済的な困難を抱えている人たちのことをあまり知らないかもしれません。でも知った時に、そういう環境に対して理解が示せるかどうか。そういう力、しなやかな心をどこで習得できるのだろう。

《今回の教員免許更新制は、先生の質を高めるためということを目的としている？》

- 団塊の世代の先生たちが定年を迎え、これからどんどん若い先生が増えていく。狭い世界で生きてきた人たちが先生になって、親からすれば非常に物足りなく感じられるかもしれない。もっと広く教育について考える先生がほしいと思うかもしれない。
- 先日子どもまつりに大学 1 年生の子が来たけれど、彼は明日からでも教員できる。子どもをどう見るか、どう向き合うかという観点を持っている。その一方で、今は連絡・処理能力の高い人が教員になっている。
- 今回の教員免許更新制は、先生の質を高めるためということを目的としていると言われるが。
- 本当の目的は教師を縛りたいなのでしょう。なんか変なことをやっていたら、免許更新の時に落とすぞということと言える。管理をしたいなのでしょう。給料も差別をして縛りたい。言うことを聞かないと給料も上がらないぞと。
- 教員免許更新制がスタートしても、この制度によって教員免許を奪われる人はそれほど多くないでしょう。
- 現職の教員では少ないでしょうね。講座を受けたりするのが面倒だから辞めてしまおうと思う人もいないわけではないでしょうが。教員免許を持っているが現在その免許を使っていない人たちも更新しないかもしれません。
- 免許更新のための講座も、現職の教員や臨時講師をしている人など教職経験を持っている人たちの受講が優先されるようです。
- それよりも教員免許を与えるときに一工夫した方がいいのではないか。



《新採用の先生が体を壊して辞めてしまう》

- 免許更新には関係なく、現在も初任者研修や 10 年経験者研修などの研修はあります。初任者研修は年間 25 日間。学校の中でやればいいのですが、子どもたちと離れたところで研修をする。
- 初任者には指導教員がつくそうですが、その指導教員の良し悪しで、初任の先生がいったいどんな影響を受けてしまうのか。もっと自由に学べる方法ってないのでしょうか。
- 指導教員は再雇用の人が多いのでは？
- 年金の受給年齢を上げたので、退職してから受給するまでの間のつなぎとして、再雇用という仕組みができています。指導教員がついた初任者の中には息苦しく感じる人もいます。そういう人は初任の 1 年が終わるとホッとしている。もちろんいい指導教員もいます。

- 昔は、職員室が若い先生たちの学ぶ場だった。先輩の先生の話聞いて学んでいく。今、そういうことがないでしょう。研修のあり方を見直す必要がある。
- 初任者研修は年間 25 日の校外研修の他に、レポートなどの作成もあるのでは？
- 校内研修で、自主的研修と称して 1～3 年目の教師に授業をさせるということもある。そうすると指導案を書くのに、夜遅くまでかかってやらなければならない。
- 初任者にとっては精神的にも肉体的にも相当な負担になりますね。
- 初任者は未熟であたりまえなのに、親は最初から完全な先生を求めてしまう。それに応えようとする面が強いのでは。
- 親が若い先生を育てるといふ目でものごとを見ていかないと、子どもも育てないし、先生も育てない。
- 親だって、子どもを産んだからすぐに親になれるわけではない。
- 親も今、苦しい。完全な母親像を求められていて。本当に求められているかどうかは別として、自分自身が親として完全になろうとする。
- 新採用の先生が体を壊して辞めてしまう現実がある。次々に課題をあてがわれ、いっぱいいっぱいになってしまって、疲れ果てる。1 年でやめていってしまう先生も多くなる。
- 千葉県全体で 180 人の新任の先生が辞めていると聞きました。1 割に近い数字です。早期退職も増えています。もう忙しいし、やっていられないと。学習指導要領の前倒しで、今年から 6 時間が増えて、今までは 3 時から始めていた会議が 4 時からになった。その後また学年会議。
- 地域の小学校は遅い時は 10 時ごろまで職員室の電気がついている。
- 過労死認定基準の月 80 時間を超えています。皆同じようにやろうとすると無理が出る。

でも教員評価制度の導入もあり、評価も気になる。教師の仕事って、はっきり言って終わりがいいんです。やろうと思えば仕事はいくらでもある。今日はここまで、後は明日にしよう、切ることができない。皆と同じように遅くまで仕事をやらないと、安心できない。土曜日も出勤しないと落ち着かない。そういう気持ちに追い込まれている。



《免許更新のための講習を受けるのは勤務時間外で、費用は自己負担！》

- 校長や副校長・教頭、指導主事、それに優秀教員表彰者など、教員免許更新のための講習を免除される人たちがいる。管理職こそ講習を受けてほしいと思いますが。
- これからは中間層がないので（今、30 代～40 代の教員が少ない）、早く管理職になります。もう 30 代半ばで。
- 管理職が免除されたのはなぜでしょう？
- 東京などでは管理職のなり手がいないらしいから、特典をつけたんじゃないですか？
- 免許更新のための講習を、毎年 10 万人の教員が受けることになります。その講習を受けるための費用は、受講する教員の自己負担です。受講料は平均 3 万円程度。官製の研修だと有休扱いになりますが、免許更新のための講習は勤務時間外に受

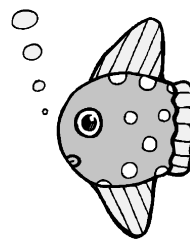
教員免許更新制に関わる予算

(2009 年度)

- ・ 免許状更新講習開設事業費等補助（講習を開設する大学等への補助） 1,002,064,000 円
- ・ 教員免許更新制理解促進事業 20,096,000 円

けなければなりません。どこでどんな講座が開催されるかという情報も自分で収集しなければなりません。

- 全部で 30 時間の講習で、その内訳は教育の最新事情を扱う必修領域が 12 時間、教科教育などの選択領域が 18 時間です。主催者が講習の内容を決めるので、講習ごとに中身が違ってくる。講習の質を保障するのも非常に難しい。講習の開催主体の多くは大学ですが、自治体によっては教育委員会が開催するところもある。教員の人事権を持っている教育委員会が講習修了認定まで行なうことは非常に問題。
- 免許更新とは関わりなく、大学が教員向けの研修を毎年開催してくれればいいと思う。
- 更新の対象となる先生への通知は学校長を通して行なわれるらしいですね。
- 講習を修了したという証明書を添付して、都道府県の教育委員会で更新手続きをしなくてはならない。そういう事務手続きも増えますね。



《教員の質を高めるためには、免許更新制より研修の見直しを》

- 有休をとって講習を受けなければならないため、多くの講習が夏休みに開催されることが予想される。その日程が、先生たちが自主的に行なっている研修団体の全国的な大会と重なることが出てくるでしょう。そのような自主的な研修の機会が減ってくる可能性もある。そのような懸念もある。
- これまでの日本の先生たちの質の高さは、このような自主的な研修によって保たれてきたはずなのに、そういう場を奪いかねない。
- ある教員養成大学の先生は、教員になった後のケアもしたいと言っています。そのような卒業後の交流はあってもいいなあと思います。
- 初任者研修を卒業した大学でやればいいのでは？
- そうすれば大学側も現場の新しい情報や課題を知ることができる。
- 10 年経験者研修というのがありますが、教員免許更新制と重なりますね。理想的なのは、教員になって 10 年位過ぎたら、1 年間どこかの大学へ研修に行くというような形。
- 教員免許更新制も継続していくと、それが当たり前になってしまうのかもしれない。
- これをやると免許更新に響くのではないかと萎縮してしまうようになるのではないか。
- 講習を免除される管理職になろうとしたり、優秀教員として表彰されたがったりしませんかね。そのために率先して目立つことをやろうと。
- これから毎年 10 万人近くの教員が講習を受けていくわけですね。それに見合った講座を用意していかななくてはならないというのは、やはり相当なものです。
- それだけのことをやっても、教員の質を高めるといった目的に対し、それほどの効果があるとは思えない。
- 不適格教員の排除もできない。

10 年経験者研修

初任者研修と並んで教員が受ける義務がある研修。(教育公務員特例法) 2003 年度から制度化されている。校外・校内研修各 20 日間程度だが、自治体によって異なる。

- 本当に教師の質を高めるためならば、免許更新制ではなく、研修の幅を広げるとか、初任者研修や 10 年経験者研修などのやり方を変えるとか、校内研修を活発に行なえるような精神的・時間的な余裕を持たせるとか、そういう方法をとったほうがいい。
- 先生同士で育てあうということが大事。
- スタートしてしまった免許更新制の推移を厳しく見ていく必要があるし、少しでもマイナス面のないようにしていけないといけない。1 年たったら、またテーマにして検証してみたいと思う。
- 教師はその身分が非常に守られている。でも何のために守られているのかという、その理由を自覚しないといけない。今、民間は非常に厳しいから、「教師は優遇されていて、そこにあぐらをかいている」という批判にさらされてしまう。
- 公務員の給料が下がると、民間の給料も下がってしまう。公務員の給料は民間の防波堤になっているんです。

教員免許更新講習

申し込みは定員の 44%

(毎日新聞 6 月 12 日)

文部科学省は 12 日、09 年度スタートした教員免許更新講習の申し込み状況(5 月 29 日現在)を発表した。全国の大学・法人などが受け付けを開始した 725 講習(必修領域)に 5 万 1593 人が申し込み、総定員に占める割合は 44%となった。

最初の更新対象になるのは 11 年 3 月末に 35、45、55 歳となる教員約 86,000 人。08 年度行われた試行的講習を修了した約 1 万 2000 人は受講を免除されるが、約 7 万 4000 人は 09 年度か 10 年度に受講しなければならない。今後受け付けを開始する講習もあり、文科省は「かなり余裕がある状態」として 09 年度内の受講を勧めている。

選択領域の 6302 講習には延べ 12 万 7164 人が申し込んでおり、定員充足率は 20%だった。

ILO・ユネスコ 教員の地位に関する勧告

(1966 年 9 月 21 日-10 月 5 日
ユネスコにおける特別政府間会議)

- 5 教員の地位は、教育の目的、目標に照らして評価される教育の必要性にみあったものでなければならない。教育の目的、目標を完全に実現する上で、教員の正当な地位および教育職に対する正当な社会的尊敬が、大きな重要性をもっているということが認識されなければならない。
- 6 教育の仕事は専門職とみなされるべきである。この職業は厳しい、継続的な研究を経て獲得され、維持される専門的知識および特別な技術を教員に要求する公共的業務の一種である。また、責任をもたされた生徒の教育および福祉に対して、個人的および共同の責任感を要求するものである。
- 8 教員の労働条件は、効果的な学習を最もよく促進し、教員がその職業的任務に専念することができるものでなければならない。
- 9 教員団体は、教育の進歩に大いに寄与しうるものであり、したがって教育政策の決定に関与すべき勢力として認められなければならない。